

○ひたちなか市建築計画概要書等閲覧規程

平成7年1月17日

告示第7号

改正 平成11年4月30日告示第102号

平成13年4月1日告示第36号

平成19年5月2日告示第76号

平成21年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づく同条第1項に定める書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧及び道路位置指定図面（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する図面をいう。以下同じ。）の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 建築計画概要書等及び道路位置指定図面の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、ひたちなか市役所建築指導課とする。

(閲覧手続)

第3条 建築計画概要書等又は道路位置指定図面を閲覧しようとする者（以下「閲覧人」という。）は、建築計画概要書等の閲覧・写し交付申請書（ひたちなか市建築基準法施行細則（平成7年規則第7号。以下「細則」という。）様式第19号）又は道路位置指定図面の閲覧・写し交付申請書（細則様式第18号）に所定の事項を記入しなければならない。

(貸出し又は持出しの禁止)

第4条 閲覧人への建築計画概要書等又は道路位置指定図面の貸出しは、行わない。

2 閲覧人は、建築計画概要書等又は道路位置指定図面を閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧時間等)

第5条 建築計画概要書等又は道路位置指定図面の閲覧時間は、次の各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 前2号に規定する日を除く1月2日から1月3日までの日及び12月29日から12月31日までの日

2 市長は、建築計画概要書等又は道路位置指定図面を整理する場合その他必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を伸縮し、又は閲覧させないことができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(建築計画概要書等又は道路位置指定図面の返納)

第6条 閲覧人は、閲覧を終わった場合及び閲覧時間を経過した場合は、直ちに係員に建築計画概要書

等又は道路位置指定図面を返納しなければならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この規程又は係員の指示に従わない者
- (2) 建築計画概要書等若しくは道路位置指定図面を汚損し、若しくは損傷した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

付 則

この告示は、特定行政庁を設置した日から施行する。

付 則 (平成11年告示第102号)

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

付 則 (平成13年告示第36号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年告示第50号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。